

対象税目・活用開始時期について

- QRコードを付す対象(税目、納付書種類等)は、できるだけ「地方税共通納税システムの対象税目拡大」と統一的な取扱いとしてほしい。【地方団体】
- 地方団体がQRコードを付す範囲(対象税目)を明確にしてほしい。【地方団体】
- 随時課税分等の納付書についても、QRコードの印刷を推奨すべき。令和5年度の開始が難しい場合も、システム標準化の目標時期には対応すべき。【金融機関】

帳票について

- 納付書のレイアウト変更に伴い、各金融機関に対してレイアウト変更の承認を取ることになるが、地方団体及び金融機関双方にとって申請・承認はかなりの事務負担になる。【地方団体】
- QRコードが印刷される納付書において、各地方団体あてのMPN番号が共存可能ということによいか。【地方団体、金融機関】

伝送方式について

- 一括伝送方式の具体的な導入方法、開発内容、費用等を教えてほしい。【金融機関】

納付済通知書について

- QRコードを印刷した納付書を窓口で受け付けた後は、金融機関と地方団体間ではデータでのやりとりのみ(紙の授受は廃止)としてほしい。【金融機関】